

旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、運転免許証自主返納者（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の4第2項の規定により運転免許証を取り消された者（同条第3項の規定により運転免許を受けた者を除く。）をいう。以下同じ。）等が旭川市内の協力事業所（店舗）を利用する際に各種の特典を受けることができるようにすることにより、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を返納しやすい環境を整え、高齢者による交通事故の抑止を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 年齢が65歳以上であること。
- (2) 運転免許証を自主返納し全ての免許を取り消していること、又は失効していること。
- (3) 運転経歴証明書を交付されていること。

(事業内容)

第3条 市長は、法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の提示等によりこの事業の対象者に対する特典を提供する事業所（店舗）を、旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店（以下「協力店」という。）として登録し、周知を図るものとする。

(協力店の登録要件)

第4条 協力店は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象者に対して、特典提供することが可能な事業活動を行っており、旭川市に事業所（店舗）を有するもの。
- (2) 旭川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(登録)

第5条 第3条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする事業所（店舗）は、旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店登録申込書（別紙1）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった事業所（店舗）について、登録を適当と認めるときは、当該事業所（店舗）を協力店として登録し、旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店章を交付する。

3 市長は、前項の規定による申込みがあった事業所（店舗）について、登録を不相当と認めるときは、当該事業所（店舗）に対し、不相当とした旨及びその理由を通知するものとする。

（登録内容の変更）

第6条 協力店が、前条第1項の規定による申込み内容を変更しようとするときは、あらかじめ旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店登録内容変更届（別紙2）を市長に提出するものとする。

（協力の終了）

第7条 協力店が対象者に対するサポートを終了する場合は、あらかじめ旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート終了届（別紙3）を市長に提出するものとする。また、終了時には、旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店章を市長に返納するものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録を受けた事業所（店舗）が偽りその他不正の手段により登録を受けたとき、特典を実施していないと認めるときその他適当でないと認めるときは、当該事業所（店舗）に係る登録を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年1月24日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

「旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業」協力店登録申込書

年 月 日

所在地

事業所名

代表者役職・氏名

旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業に賛同し、次のとおり申し込みます。

また、旭川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではないことを誓約するとともに、市長が必要に応じて関係機関に確認・照会することに同意します。

1 申込者

店舗等の名称（フリガナ）	
代表者名	
所在地	〒
担当者部署・氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス（携帯以外）	
営業時間	
定休日	
ホームページURL	

2 特典内容

「運転経歴証明書」を持参した高齢者に対する特典を記入してください。

3 お店のPR等

4 旭川市ホームページでの公開（太枠内のみ）（公開希望 する・しない）

※代表者名・担当者名・電子メール・FAX番号は、市からの連絡に用い、公開はしません。

（留意事項）

- 1 この制度で知り得た個人情報をその目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはいけません。
- 2 特典内容について市では一切責任を負えませんので、利用者に対し、事前に十分な説明を行ってください。
- 3 「期間限定」など特典内容が限定的な場合は、掲載できないことがあります。
- 4 この制度の目的に反するおそれのある場合にはご協力をお断りすることがあります。

旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店登録内容変更届

年 月 日

所在地
事業所名
代表者役職・氏名

年 月 日に提出した、旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業協力店登録申込書の内容について、次のとおり変更します。

1 変更する内容（該当箇所のみ記入）

(1) 申込者

店舗等の名称（フリガナ）	
代表者名	
所在地	〒
担当者部署・氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス（携帯以外）	
営業時間	
定休日	
ホームページURL	

(2) 特典内容

--

(3) お店のPR等

--

2 変更の時期

年 月 日

旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート終了届

年 月 日

所在地

事業所名

代表者役職・氏名

旭川市高齢者運転免許証自主返納サポート事業への協力を終了します。

1 終了する店舗

店舗等の名称（フリガナ）	
代表者名	
所在地	〒
担当者部署・氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス（携帯以外）	

2 終了の時期

年 月 日

3 終了の理由

--